

第4次寝屋川市地域福祉計画に位置付ける事業一覧

令和6年度

施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	進捗管理を行う計画
1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (1) セーフティネットの拡充	社会福祉協議会	“地域福祉のプラットフォーム”としての機能の充実	校区福祉委員会において、地域の福祉課題、解決策等について話し合いを行うとともに、24の校区福祉委員長が、地域の福祉活動についての定例会議、各種研修会等を行う。	校区福祉委員長協議会で小地域ネットワーク活動の課題検討をもとに、意見交換を行いながら、見守り協力員の育成を目的とした全校区で活用できる見守りハンドブック（ひな型）を作成した。	
2	社会福祉協議会	校区福祉委員会による福祉のまちづくり活動の支援	・地域の状況に応じた主体的な福祉のまちづくり活動を支援する。 ・校区担当職員をコミュニティセンターエリアごとに配置し、校区福祉委員会を中心にコミュニティワークを実践する。	6人の校区担当職員が、コミュニティワーク（校区福祉委員会への出席や活動の場へのアウトリーチを通じた活動者への支援、見守り協力員の育成等の小地域ネットワーク活動の課題検討等）に取り組んだ。	
3	高齢介護室	高齢者の居場所づくり	介護予防に効果的である社会参加の促進を図るため、多様な機関の参画による高齢者の通いの場を調整するため、地域支え合い推進員や地域包括支援センターを中心とした専門職が、居場所の創出や調整を行う。	元気アップ体操サポーターの養成及び活動支援を実施し、地域における体操の活動場所作りを行った。また、専門職派遣事業として地域包括支援センターや地域支え合い推進員と連携しながら、高齢者の居場所づくりを行った。	高齢者保健福祉計画
4	高齢介護室	高齢者見守りネットワーク、認知症総合支援事業	広報やホームページ、SNSを通じて見守りネットワークについて情報発信を積極的に行い、更なるネットワークの拡充を図る。	医療流通事業者と高齢者の見守りに関する連携協定を締結し、見守り体制を拡充した。	高齢者保健福祉計画
5	子育てリフレッシュ館	子育て総合支援拠点 子育てリフレッシュ館の運営	子どもの遊びスペース、一時預かり、講座等の利用を促進し、保護者のリフレッシュ等を図るとともに子育てコンシェルジュや子育て応援サポーターの子育て相談等も活用していただくことで、子育てに係る不安感や負担感の軽減を図る。 また、寝屋川市に転入した子育て世代の方に対し、情報提供や参加者同士の交流を目的としたイベントやバスツアーを実施し、各利用者に必要な支援につなげる。	令和6年度利用者数実績（令和7年1月末時点） ・遊びスペース 32,122人 ・一時預かり 1,883人 ・講座・イベント 1,796人 ・ねやがわちやいるどバスツアー 26人	
6	社会福祉協議会	コミュニティソーシャルワーカーの配置促進	各コミュニティセンターエリアにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、まちかど福祉相談員や生活支援コーディネーターと連携しながら、制度の狭間の問題への対応や地域での支え合い活動の仕組みづくりを支援する。	6人のコミュニティソーシャルワーカー（校区担当職員兼任）が、まちかど福祉相談所へのアウトリーチなど、個別ケース総合相談対応および地域支援（見守り協力員育成等）に取り組んだ。	
7	子育て支援課	産後ケア事業の実施	医療機関などに宿泊する宿泊（ショートステイ）型及び通所（デイサービス）型を実施するとともに、令和4年度から新たに居宅訪問（アウトリーチ）型を開始。また、利用者の経済負担の軽減を図るため、非課税世帯などの利用料の軽減を行う。	令和6年度（12月末時点）実績 【ショートステイ】実施人数（延）59人 泊数 149泊 【デイサービス】実施人数（延）18人 利用日数 28日 【アウトリーチ】実施人数（延）191人 利用件数 349件	第2期子ども・子育て支援事業計画
8	市民活動振興室	地域協働協議会による福祉に関する地域課題の把握	福祉に関する取組その他各種取組を各地域協働協議会に情報共有することで、各小学校区の地域課題を把握するとともに、地域協働協議会が行う取組を支援する。	地域協働協議会関係者会議において、各地域で異なる福祉の課題に努め、交付金を活用した各協議会の福祉に関する取組を支援した。	
9	高齢介護室	地域支え合い推進事業の実施	関係機関との地域ケア会議を開催し、地域課題の検討と課題に対する策を検討する共に、地域包括支援センターや短期集中事業所などの関係機関と密に連携を取り、要支援高齢者への生活支援の体制整備を行っていく。	関係機関と地域ケア会議を実施し、地域課題の把握、検討を進めるとともに、生活支援体制のネットワーク強化を行った。また、地域包括支援センターや事業所等の関係機関と連携し、住民主体の通いの場の新規開発と継続支援、移動、買い物支援等の整備の検討を行った。	高齢者保健福祉計画
10	社会福祉協議会	地域での見守り・声かけなどによるニーズの把握	校区福祉委員会を中心とする見守り活動を支援するため、企業、事業所等と連携した見守り活動の実施に向けた支援を行う。	校区福祉委員会の声かけ見守り活動を基盤として、各校区福祉委員会のリーダーと見守り活動の今後について検討した。一部の地域では、見守りサポーター制度を立ち上げ、見守り体制強化に取り組んでいる。	
11	高齢介護室	地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）の運営	各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を一体的に実施する。	各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を一体的に実施した。	高齢者保健福祉計画
12	保育課	保育コンシェルジュの配置	保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置する。	保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
13	社会福祉協議会	包括的な相談事業	今後ますます複雑化、複合化していく福祉課題に対応するため、包括的な相談窓口の設置等を進めていく。	コミュニティソーシャルワーカーおよび校区福祉委員会と協働実施のまちかど福祉相談所において、制度のはざまに陥っている世帯に対しての相談対応や伴走型支援に取り組んだ。相談所によっては出張相談の実施などアウトリーチ力の強化に取り組んだ。	
14	社会福祉協議会	まちかど福祉相談所の実施	地域で気軽に相談できる窓口として設置した、まちかど福祉相談所（市内18か所）の取組を進める。また、校区の状況に応じて、相談所の増設、出張まちかど福祉相談所の取組を進める。	まちかど福祉相談所を校区福祉委員会と協働で取組んだ。一部校区においては、体操教室併設型のまちかど福祉相談所を実験的に実施するところや地域包括支援センターを連携し、出張相談を実施した。	

	施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	進捗管理を行う計画
15		福祉総務課	重層的支援体制整備事業 多機関協働事業等（多機関協働事・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業）	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉協議会に多機関協働マネージャーを配置し、課題整理や解きほぐし、支援プラン案の作成。重層的支援会議の開催等を行った。相談受付件数：4件、支援プラン作成件数：1件 重層的支援会議の開催：1回	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉協議会に多機関協働マネージャーを配置し、課題整理や解きほぐし、支援プラン案の作成。重層的支援会議の開催等を行った。相談受付件数：4件、支援プラン作成件数：1件 重層的支援会議の開催：1回	
16		福祉総務課	重層的支援体制整備事業への移行準備事業 庁内連携の取組	庁内関係課を集めた会議体を設置し、庁内における窓口の対応方法や重層担当者の配置等の取組について検討及び決定を行う。	寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議を設置し、庁内における窓口の対応方法や重層担当者の配置等の取組について検討及び決定を行った。 会議開催：10月、3月（書面開催） また、関係部署に重層推進員（各所属における担当者）を配置し、重層ケースへの対応を行った。	
17		高齢介護室	老人クラブ連合会への活動支援	地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付する。	地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付した。	高齢者保健福祉計画
18		障害福祉課	基幹相談支援センター	障害者やその家族のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行う。	障害者やその家族のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行った。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
19		社会福祉協議会	緊急時安否確認（かぎ預かり）事業の実施	ひとり暮らし高齢者調査や緊急時安否確認に関する状況把握調査、また福祉事業所や民間事業所等との連携について検討や調整を行い、緊急時だけでなく日頃からの見守り活動の充実・強化を図る。	利用者数897人、新規申込み82人、死亡等による解約98件に取り組んだ。※3/19現在	
20		社会福祉協議会	見守りネットワークの充実	単身高齢者、要介護高齢者世帯、引きこもりがちの人などを対象に、体調の変化、福祉課題に早期に気づけるよう、関係機関、民間事業所等と連携し、安否確認の仕組みづくりや見守りネットワークづくりを推進する。	見守り協力員育成を目的とした見守りハンドブック（ひな型）の作成等をもとに、関係機関との連携のあり方や見守り活動の現状把握、課題解決に向けた意見交換を行った。（小地域ネットワーク推進委員会の開催）	
21		教育指導課	子どもサポート会議の開催	子どもを取り巻く諸問題の解決に向け、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントを行い、具体的対応プログラムを構築する。また、そのプログラムを学校に還元し、今後の学校力向上に取り組む。	6月、9月、11月、2月の計4回実施し、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントやプランニングを行い、学校に還元することで学校力向上に取り組んだ。	
22		こどもを守る課	ねやっCo相談ステーション	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行い、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく、漏れなく対応・支援することを目指す。	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行い、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく、漏れなく対応・支援を行った。	第2期子ども・子育て支援事業計画
23		子育て支援課	子ども家庭センター設置による母子保健、児童福祉との一体的な支援	妊娠届出の際に助産師等による面談を行い、フォローアップを実施。妊娠期間から子育て期まで、ボビュレーションの充実により幅広い層の相談・支援の充実を図るとともに、子ども家庭センターにおける母子保健担当として、妊産婦、乳幼児、父親を含む家庭全体についての情報を一元的に集約、蓄積することにより、児童福祉担当と一体となってより効果的な支援を行う。	妊娠届出時に全てに妊婦に対し助産師・保健師が面談を行い、状況を把握したのち適宜必要な関係機関につなぐとともに、出産後まで情報を引き継ぎながら支援を行った。 令和6年度（1月末時点）実績 妊娠届出時面談実施件数 1,248件 産後の面談件数 988件 母乳相談 160件	第2期子ども・子育て支援事業計画
24		こどもを守る課	ヤングケアラー支援事業	・ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐ方策を検討するため、支援者等を対象とした実態調査を実施するとともに、適切な支援につなげるための体制を整備する。 ・ヤングケアラーの置かれた状況の解決を図るため、こどもの世話、高齢の家族や障害のある家族への介護等といった生活の援助について訪問支援員を派遣する。	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐ方策を検討するため、支援者等を対象とした実態調査を実施するとともに、適切な支援につなげるための体制を整備した。 ・ヤングケアラーの置かれた状況の解決を図るため、こどもの世話、高齢の家族や障害のある家族への介護等といった生活の援助について訪問支援員を派遣した。	
25		障害福祉課	自立支援協議会等の開催	保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関等が相互に連絡・連携し地域の実情に応じた体制の整備に向けた協議を行う。	保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関等が相互に連絡・連携し地域の実情に応じた体制の整備に向けた協議を行った。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
26		社会福祉協議会	小地域ネットワーク活動の推進	担い手育成など小地域ネットワーク活動の諸課題を検討し、校区福祉委員会が中心となり、地域における“つなぐ、つながる”場づくり及び助け合いの仕組みづくりを基本とした小地域ネットワーク活動を進める。	各校区の小地域ネットワーク活動への支援や研修会の開催のほか、校区福祉委員長協議会を6回、校区ボランティア部会長会を6回開催し、担い手育成の課題やサロン活動の充実に向けての意見交換など小地域ネットワーク活動の課題共有、解決策の検討を行った。	
27		高齢介護室	地域ケア会議の開催	地域ケア会議（市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型・自立支援型）を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を行う。	各地域での地域ケア会議（課題解決型・ネットワーク型・自立支援型）では、高齢者の課題解決、地域資源のネットワークづくりを目的に会議を実施した。圏域地域ケア会議では各圏域における課題を抽出した。市地域ケア会議では圏域で抽出された課題解決に向けて意見交換を行った。	高齢者保健福祉計画
28		社会福祉協議会	地域の資源をいかした活動拠点の充実	社会福祉協議会及び校区福祉委員会が地域福祉活動で使用する、まちかど福祉相談所等の施設等の確保、その充実に向けた取組を進める。	まちかど福祉相談所やサロン活動に活用する施設等の確保に取り組んだ。一部校区において、地域の公民館における体操教室併設型のまちかど福祉相談所の実験的実施や、地域包括支援センターでの出張相談の開催等に取り組んだ。また、まちかど福祉相談員現任研修を実施し、まちかど福祉相談員向けアンケート結果をもとに拠点活用の意見交換を行った。	

	施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	進捗管理を行う計画
29		市民活動振興室	地域協働協議会の活動に対する支援	地域協働基礎交付金による地域協働協議会の活動支援を行うとともに、地域の実情に応じ、課題解決に取り組むことができるよう、事業メニューの更なる充実を図る。また、市と地域協働協議会との連携強化を図るため、地域協働協議会関係者会議を通じた情報共有を行うとともに、担い手の負担軽減に向けた事業等の見直しを支援する。	地域協働基礎交付金による活動支援を行うとともに、地域協働協議会関係者会議を通じた情報共有を行うなど、市と地域協働協議会との更なる連携強化を図った。また、事業メニューを提供し、地域協働協議会の活動を促進するとともに、地区社明との統合による担い手の負担軽減等を支援した。	第六次寝屋川市総合計画
30		障害福祉課	地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点システムの整備として親なき後を見据えた「緊急時居室確保事業」及び「体験宿泊プログラム事業」を行う。	地域生活支援拠点システムの整備として親なき後を見据えた「緊急時居室確保事業」及び「体験宿泊プログラム事業」を行った。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
31		子育て支援課	有償による支えあい活動の推進（子育て応援リーダー）	・乳幼児健康診査会場での情報提供、保育所の送迎の同行支援など、各種子育て支援事業の支援を行う。 ・子育て応援リーダーの資質向上を図るため、研修会等を実施する。	子育て応援リーダー 令和6年度活動実績(R7.1月末) ・活動回数 873回 ・新規登録者数 23名 ・養成講習会参加者数 23名 ・スキルアップ研修参加者数 17名	
32	1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (2) 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実	こどもを守る課	子ども食堂支援事業の実施	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂の開設・運営を支援する。	・市内16団体の子ども食堂へ補助金を交付した。 ・補助金に限る支援ではなく、補助団体外を含めた市内20団体の子ども食堂へ、寄附の情報提供や助言等、運営全体の支援を実施した。	第3期子ども・子育て支援事業計画
33		保護課	就労支援事業の推進	就労による自立を図るため、市立池の里市民交流センター内のハローワーク「就労支援ねやがわ」を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行う。	自立相談支援からハローワーク「就労支援ねやがわ」を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行った。 就労支援対象者：171件、一般就労開始件数17件、就労収入増加件数2件	
34		障害福祉課	就労支援事業の推進	・障害者の市庁舎内実習について、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを目指す。 ・雇用啓発イベント（就職者等による実践報告会、企業面接会）の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図る。	・障害者の市庁舎内実習について、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを推進した。 ・雇用啓発イベント（就職者等による実践報告会、企業面接会）の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図った。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
35		保護課	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施	生活困窮者の自立を図るため、自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施する。	生活困窮者の自立を図るため、自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施した。 自立相談支援件数：679件、就労準備支援者数：21人、一時生活支援者数：13人、家計改善支援事業参加者数：2人、住居確保給付金支給件数：延べ68件、子どもの学習支援年間実施回数：小学生5、6年生分 年23回、中学1、2年生 年27回、中学3年生 年52回	
36		社会福祉協議会	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施	地域における生活困窮者からの相談内容に基づき、支援調整会議を通じて個別支援計画を策定する。また、大阪弁護士会等関係機関と連携して自立に向けた支援を行う。	地域における生活困窮者からの相談内容に基づき、支援調整会議を通じて個別支援計画を策定した。また、大阪弁護士会等関係機関と連携して自立に向けた支援を行った。 また、就労準備支援事業では相談者の自己認容の向上と、支援者とのラポール形成を積極的に図った。	
37		社会福祉協議会	生活福祉資金制度の実施	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を行う。	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を行った。 特例貸付を利用した世帯のフォローアップ支援を行い、生活困窮状態の早期支援にあたった。	
38		保護課	生活保護適正化事業の実施	市民から提供された援助が必要な世帯の情報、不正受給などの情報に基づき、市として必要な対応を行うとともに、悪質な不正受給に対しては警察と連携して刑事告訴を行うなど、生活保護の適正化を推進する。	R6年度実績（R7.2月末） 受付件数：33件 不正件数：0件 不正受給額：0円	
39		保健予防課	精神保健福祉相談	ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施する。	ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施した。 ・ひきこもりに関する相談実数(2月末現在)：94件 相談訪問延件数(2月末現在)：1,138件 ・ひきこもり家族交流会（2月末現在）：4回 延参加者数：36人 ・ひきこもり家族教室：1回 延参加者数：23人	
40		こどもを守る課	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等の自立に向けた就業支援や、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めや確保などに関する相談体制を整備するなど、母子家庭の母等への就業及び自立支援を総合的に行うことを目的とする。	母子家庭の母等の自立に向けた就業支援や、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めや確保などに関する相談体制を整備するなど、母子家庭の母等への就業及び自立支援を総合的に行った。	第3期子ども・子育て支援事業計画
41		保護課 教育指導課	生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援の実施	引き続き、関係機関と情報を共有し、必要に応じて各家庭及び児童生徒に対して登校支援や学習支援等を行う。	市内全12中学校において、市内在住の小学5・6年生及び中学生を対象に、個々の学力や目標に応じて学習支援を実施した。 【実施回数】 小学5・6年生は年間23回、中学1・2年生は年間27回、中学3年生は年間52回	

施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	進捗管理を行う計画	
42	保護課	生活困窮者自立支援事業庁内会議の実施	生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、庁内会議を開催し、これまでの相談実績、取組内容等について情報共有を行うとともに、支援体制を構築するためのプラットフォーム整備を推進し、支援方法等の検討を行う。	生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、庁内会議を開催し、これまでの相談実績、取組内容等について情報共有を行うとともに、支援体制を構築するためのプラットフォーム整備を推進し、支援方法等の検討を行った。 会議開催回数：1回（書面開催）		
43	防災課	1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (3) 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実	避難行動要支援者名簿による迅速かつ確かな安否確認が行える仕組みの構築	避難行動要支援者名簿を活用した迅速な安否確認が行えるよう名簿を適宜更新するとともに、マニュアルを活用し、避難支援の充実を進める。	避難行動要支援者名簿を活用した迅速な安否確認が行えるよう名簿を適宜更新し、避難行動要支援者名簿を枚方寝屋川消防組合、民生委員、一部の地域協働協議会に提供した。	
44	高齢介護室	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり	高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯、重度（身体1・2級、療育A、精神1級）障害者等に救急医療情報キットを配布を行う。	高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯、重度（身体1・2級、療育A、精神1級）障害者等に救急医療情報キットを配布した。	高齢者保健福祉計画	
45	社会福祉協議会	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり	緊急対応を含めた地域の見守り体制の充実を図るため、行政、福祉施設、民間事業者等との連携について検討し、ひとり暮らし高齢者、認知症のある介護世帯などの異変の発見や相談連絡体制の充実・強化を図る。	コミュニティソーシャルワーカー連絡会を年12回開催し、見守り対象者の拡充や、見守り協力員の増加の検討に取り組んでいる。令和6年度は平常時からの見守り活動体制強化に向けて、見守り協力員増加に向けた取組（見守りハンドブック作成）を実施した。		
46	社会福祉協議会	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり	災害時要配慮者を含めた地域住民同士や、災害時要配慮者を支える支援者が身近な地域で支え合える体制の充実を図るため、「災害時に備えた地域丸ごと座談会」を実施する。	民生委員児童委員協議会、障害者団体協議会、障害児者福祉施設協議会に加え、新たに市政協力委員自治推進協議会との共催のもと、災害時に備えた地域丸ごと座談会を5つの校区福祉委員会と取り組んだ。		
47	高齢介護室	災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり	市内特別養護老人ホーム、市内障害者施設と福祉避難所の協定を締結する。引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。	引き続き、福祉避難所開設・運営マニュアルの運用について、関係課との調整を進めた。	高齢者保健福祉計画	
48	2 権利擁護の推進 (1) 虐待やDV防止に向けた取組の推進	人権・男女共同参画課	男女共同参画の意識啓発と社会参画の促進	男女共同参画推進センターにおいて、DVに関する講座などの啓発事業を実施し、意識啓発の促進を図る。	男女共同参画推進センターにおいて、DVに関する展示や市民セミナーを開催し、啓発を図った。	第5期男女共同参画プラン
49	人権・男女共同参画課	DV被害者支援体制の充実	DV被害者支援連絡会議による関係課や関係機関との連携及び情報共有により、個々の事案に応じたDV被害者の支援に取り組む。	DV被害者支援連絡会議において、関係課や関係機関との情報共有だけでなく、研修を実施して支援に関する知識を深めた。	第5期男女共同参画プラン	
50	監察課	子どもへの暴力防止プログラムの実施	子どもが主体的に暴力（いじめ、虐待、誘拐、性的暴力等）に対応し、自らの力で防止するための実践的な教育プログラム「CAP」を市立小学校3年生・6年生全員を対象に実施する（6年生はいじめ防止に特化した「いじめ防止プログラム」を実施）。	子どもが主体的に暴力（いじめ、虐待、誘拐、性的暴力等）に対応し、自らの力で防止するための実践的な教育プログラム「CAP」を市立小学校3年生・6年生全員を対象に実施した（6年生はいじめ防止に特化した「いじめ防止プログラム」を実施）。 【実施クラス数及び人数】 ・小学3年生 56クラス、1,529人 ・小学6年生 59クラス、1,657人		
51	こどもを守る課	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	・相談業務の実施：子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を行い、児童の福祉の向上を図る。 ・要保護児童対策地域協議会の運営：児童虐待の防止等のため、関係機関等と意見・情報の交換及び支援内容の協議を行い連携強化を図るとともに、市内4駅での街頭啓発や関係機関等の職員への研修を実施する。協議について専門的見地から助言・指導を受けるため、スーパーバイザーを配置する。	・相談業務の実施：子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を行い、児童の福祉の向上を図った。 ・要保護児童対策地域協議会の運営：児童虐待の防止等のため、関係機関等と意見・情報の交換及び支援内容の協議を行い連携強化を図るとともに、街頭啓発や関係機関等の職員への研修を実施した。また協議について専門的見地から助言・指導を受けるため、スーパーバイザーを配置した。	第2期子ども・子育て支援事業計画	
52	障害福祉課	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行う。また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を図る。	虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行った。また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を実施した。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）	
53	高齢介護室	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	引き続きネットワーク会議を開催し、関係機関の連携や情報共有を図り、高齢者虐待の早期発見、対応力向上に努める。	年に2回、構成員を変更し、ネットワーク会議を実施した。事例の検討以外に関係機関の連携にあたっての疑問点や課題を話し合い、ネットワークの強化及び早期発見、対応力向上を図ることができた。	高齢者保健福祉計画	

施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	進捗管理を行う計画
54	監察課	子どものいじめ防止対策の推進	<p>児童等の命と尊厳を守るため、市長部局がいじめの初期段階から積極的にいじめ事案に関する「行政的アプローチ」、被害者の告訴・訴訟等の法的な手続を支援する「法的アプローチ」及び学校で児童等の見守り等を行う「教育的アプローチ」によって、いじめゼロを目指す。</p> <p>また、引き続き、いじめ問題対策連絡協議会による関係機関等との連携するとともに、いじめゼロに向けた情報収集、いじめに関する通報・相談の促進及びいじめの抑止を図るため、「攻めの情報収集」として市立小中学校の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを、保護者にいじめ防止啓発チラシを配布し、行政的アプローチの更なる実効性を高める。</p>	<p>いじめの防止等に関する機関及び団体との連携強化を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を開催した。</p> <p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 令和6年8月7日 ・第2回 令和7年2月5日 <p>いじめに関する情報収集を始め、いじめの早期発見及びいじめの抑止を図るため、市立小中学校の全児童・生徒に対し、毎月、いじめ通報促進チラシを配布した。</p> <p>【配布実績】（令和7年3月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ通報促進チラシ（児童・生徒用） 令和6年4月から令和7年2月までの間、毎月1回配布 ・いじめ防止啓発チラシ（保護者用） 令和6年7月、令和7年1月に配布 <p>【通報件数】（令和7年3月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・62件 	
55	福祉総務課	権利擁護の機能の構築	関係課等が行う権利擁護の取組状況を把握する。	高齢介護室、障害福祉課と中核機関の設置に向けて協議を行った。	
56	高齢介護室	成年後見制度による支援の推進	判断能力が不十分かつ親族等がない認知症高齢者等の権利擁護を図るため、市が家庭裁判所に申立てを行い、成年後見制度の利用を支援する。また地域包括支援センターの取組を通じて、成年後見制度の利用促進を図る。	<p>「成年後見制度利用支援事業」の利用促進を図るため、ホームページでの掲載及び地域包括支援センター等での周知も行った。</p> <p>また、ケアマネジャーや病院の相談員などの関係機関からの相談に対しても成年後見制度の案内を随時実施し、その中で判断能力が不十分かつ親族等がない、いわゆる本人申立てが難しい場合は、市長申立ての制度についても情報提供を実施した。高齢者支援を実施するなかで高齢者虐待やセルフネグレクトなど、高齢者の権利が侵害されている場合などにも成年後見制度を積極的に活用してもらうことで利用促進を行った。</p> <p>その結果、関係者等からの相談件数は増加となり、成年後見制度そのものの周知が図られている。</p>	高齢者保健福祉計画
57	社会福祉協議会	日常生活自立支援事業の実施	精神障害、知的障害、認知症等により判断能力に不安のある人への福祉サービスの利用援助や、金銭管理等の支援の充実を図るとともに、サービス利用までの待機者の解消に向けた取組を行う。	<p>精神障害、知的障害、認知症等により判断能力に不安のある人への福祉サービスの利用援助や、金銭管理等の支援の充実を図るとともに、サービス利用までの待機者の解消に向けた取組を行った。</p> <p>現在の利用者で契約課題や暮らしの課題から、後見等の設定による包括的な支援が思慮される利用者においては、専門職や法曹関係者による課題整理やケース検討を行い、利用者の意思決定を支援するための環境整備を行った。</p>	
58	企画三課	携帯端末用アプリケーションの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式アプリ「もっと寝屋川」のプッシュ通知を活用し、市政情報等の情報発信を随時行う。 ・より多くの市民に情報を届けるため、PRチラシの配布等を行い、市公式アプリの利用促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式アプリ「もっと寝屋川」のプッシュ通知を活用し、市政情報等の情報発信を随時行った。 ・より多くの市民に情報を届けるため、PRチラシの配布等を行い、市公式アプリの利用促進を図った。 	
59	市民活動振興室	更生保護団体への支援	更生保護三団体が取り組む「社会を明るくする運動」の周知啓発などの活動支援や、更生保護サポートセンターの運営支援、更生保護団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組む。	更生保護三団体が市内4駅で行った「社会を明るくする運動」の周知啓発などの活動支援をはじめ、更生保護サポートセンターの運営支援、更生保護団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居支援機関との連携強化に取り組んだ。	
60	子育て支援課 子育てリフレッシュ館	子育て情報の配信	メールねやがわ配信サービス「子育て情報」のカテゴリ及び市公式アプリの登録や、LINE等のSNSの活用を推進することにより、子育て情報の配信の充実を図る。	<p>子育てリフレッシュ館LINE公式アカウント配信等実績</p> <p>令和6年度（令和7年1月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配信回数 15回 ・延べ登録者数 15,967人 	
61	社会福祉協議会	地域福祉活動や各種ボランティア活動の新たな担い手を養成	各種講座・研修等を実施し、市民に対して地域福祉活動、ボランティア活動の理解と意識の高揚を図る。また、災害ボランティア活動に参加・協力する人を対象に登録を行う。	<p>小学生・中学生・保護者・高齢者までを対象とした各ボランティア講座に取り組み、機関紙「虹」、SNS、ボランティアセンター通信を発行し、周知啓発に取り組んだ。</p> <p>ぼらぽ子どもまつりを開催し、子どもたちや大学生など若い世代のボランティア活動啓発の取り組みを実施した。</p>	
62	企画三課	ホームページの閲覧支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語を読むことができない市在住の外国人に市政情報を届けるため、市ホームページの翻訳機能を10言語に対応するとともに、広報ねやがわを始めとした市発行の刊行物をWeb上にて日本語を含めた10言語で閲覧できる「多言語デジタルブック閲覧サービス」を活用し、随時更新を行う。 ・市ホームページについて、誰もが必要とする情報を容易に閲覧することができ、分かりやすいものとするため、文章の読み上げや漢字にふりがなを付けることができる閲覧支援機能「やさしいブラウザ」を活用するとともに、アクセシビリティに配慮した内容となるよう、各課に研修等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語を読むことができない市在住の外国人に市政情報を届けるため、市ホームページの翻訳機能を令和6年10月以降はネパール語、ビルマ語を追加し12言語で対応するとともに、広報ねやがわを始めとした市発行の刊行物をWeb上にて日本語を含めた10言語で閲覧できる「多言語デジタルブック閲覧サービス」を活用し、随時更新を行った。 ・市ホームページについて、誰もが必要とする情報を容易に閲覧することができ、分かりやすいものとするため、文章の読み上げや漢字にふりがなを付けることができる閲覧支援機能「やさしいブラウザ」を活用するとともに、アクセシビリティに配慮した内容となるよう、各課に研修等を行った。 	
63	社会福祉協議会	ボランティア活動の需給調整	ボランティア活動に関する依頼や活動希望者・団体等の需給調整を行う。	令和6年度新たに1名相談員を追加し、ボランティア活動支援事業として、ボランティア活動の参加希望、受入希望の相談対応を行った。ボランティア相談員連絡会を概ね月1回行い、相談活動における情報共有、課題検討を行った。	

施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	進捗管理を行う計画
64	高齢介護室	ボランティア養成研修	高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るため、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につなげるボランティア養成研修を実施する。	高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るため、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につなげるボランティア養成研修を実施した。	高齢者保健福祉計画
65	福祉総務課	民生委員・児童委員活動の支援	民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員児童委員協議会に対し、負担金及び補助金を交付する。	民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員児童委員協議会に対し、負担金及び補助金を交付した。	
66	社会福祉協議会	学校・地域などでの福祉に関する学習や話し合いの機会の充実	・小中学校での福祉学習において、ボランティアグループ、当事者、校区福祉委員会による、高齢者・障害者等の体験の講話等を行う。 ・校区担当職員が校区の会議、研修等で地域の福祉課題についての話し合いを進め、啓発を行う。 ・福祉教育の在り方について、地域住民、関係機関と検討する場を設ける。	福祉学習説明会を実施し、校区福祉委員、小中学校等の関係機関に福祉教育の在り方について説明し、参加者同士の意見交換を実施した。小中高等学校へ、福祉学習の手引きを配布した。 車イスの体験学習など、ボランティアグループや障害のある当事者、校区福祉委員などによる小中学校への福祉学習支援を実施した。また、地域貢献委員会と連携し、福祉従事者の講師派遣やプログラム作成の検討を行った。	
67	社会福祉協議会	社会福祉法人のネットワークづくり	社会福祉法人（高齢・障害・児童）が連携・協働し、さまざまな地域福祉課題に取組み、地域福祉の向上を目指す「地域貢献委員会」の支援を行う。	社会福祉法人（高齢・障害・児童）が連携・協働し、さまざまな地域福祉課題に取組み、地域福祉の向上を目指す「地域貢献委員会」の支援を行った。 施設の立場から地域福祉活動を行う地域貢献委員会が活躍できる場面は広がりを見せており、その整備を行った。	
68	社会福祉協議会	担い手のネットワークの充実	登録ボランティアグループ連絡会を開催し、ボランティアグループ間のネットワークを構築する（年4回）。	登録ボランティアグループ連絡会で意見交換を重ね、登録団体相互の交流と市民に登録団体を知ってもらい、ボランティア募集など今後の活動に繋がっていくことを目的とした登録ボランティアグループ連絡会フェスタ「もっと広がれボランティア」を開催した。	
69	障害福祉課	担い手を増やしていくための学習機会の充実	・手話奉仕員養成講座（入門・基礎、通訳コース）を実施する。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施する。	・手話奉仕員養成講座（入門・基礎、通訳コース）を実施した。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施した。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
70	企画三課	点字・声の広報発行事業の実施	目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、引き続き声の広報・点字広報を作成し、希望者や図書館等の施設に配付するとともに、声の広報（音声版）を市ホームページで聴けるよう公開する。	目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、引き続き声の広報・点字広報を作成し、希望者や図書館等の施設に配付するとともに、声の広報（音声版）を市ホームページで聴けるよう公開した。	
71	高齢介護室	認知症サポーター養成講座	認知症になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域を構築するため、認知症の人及びその家族の応援者となる認知症サポーターの養成講座等を実施する。	令和6年度44回開催、約760名の認知症サポーター養成講座の受講があった。	高齢者保健福祉計画
72	教育指導課	福祉の心を育む学習の実施	引き続き、関係機関と連携を図りながら、各学校の実態に応じて総合的な学習の時間を中心に、体験学習のみならず、福祉の考え方への理解も含めた学習を取り組む。	各学校の実態に応じて、関係機関と連携を図りながら、高齢者疑似体験やアイマスク体験、車椅子体験、点字学習などの学習活動を総合的な学習の時間を中心に実施した。	
73	障害福祉課	様々なメディアや場を活用した情報の発信	必要な情報は、窓口での配架をはじめ、ホームページへの掲載など、様々な手法を活用して情報発信する。	必要な情報は、窓口での配架をはじめ、ホームページへの掲載など、様々な手法を活用して情報発信した。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
74	3 地域福祉を担う多様な人づくり (2) 教育・保育人材の確保 社会教育推進課	青少年の居場所づくり事業	市内在住・在学・在職の青少年が年齢等の枠を越えて集える青少年の居場所「スマイル」を開室し、青少年の交流を促進する。	青少年が気軽に立ち寄り、スタッフを介して利用者間の友人関係を構築した。勉強や家庭環境の事なども相談できる「居場所」として提供できた。 スマイル延利用者数15,953人（令和7.2月下旬時点）	
75	保育課	ねやがわ保育セミナーの開催（エージェンシー型教育A c t 1プラン）	保育士等が働きやすい環境を整備するため、市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを実施する。	ねやがわ保育セミナーの開催14回 参加者 326名 エージェンシー型教育A c t 1プラン2回 参加者127名	第六次寝屋川市総合計画実施計画
76	保育課	保育士宿舍借り上げ支援事業の実施(待機児童ZEROプランR6)	保育士の確保及び職場への定着を図るため、保育士の宿舍借り上げ支援事業を期間限定で実施する。	保育士の確保及び職場への定着を図るため、保育士の宿舍借り上げ支援事業を期間限定で実施した。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
77	保育課	保育士処遇改善事業の実施(待機児童ZEROプランR6)	保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を期間限定で実施する。	保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を令和6年度より金額を増額し期間限定で実施した。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
78	保育課	保育補助者雇上強化事業の実施（エージェンシー型教育A c t 1プラン）	保育士の業務負担を軽減し、より良い保育の実施と保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、民間保育所等が保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用の補助を行う。	保育士の業務負担を軽減し、より良い保育の実施と保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、民間保育所等が保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用の補助を行った。	第六次寝屋川市総合計画実施計画

施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	進捗管理を行う計画	
79	社会教育推進課	青少年の相談窓口	青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える家族に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぐことを目的に「青少年の相談窓口」を開設し、次世代を担う青少年の健全育成を推進する。	支援が必要な事例について、適切な関係機関に繋ぐことができた。 相談実績 不登校10件、進学2件、生活環境3件、その他5件（令和7年3月上旬時点）	子ども・子育て支援事業計画	
80	保育課	保育士バンク事業の実施 (待機児童ZEROプランR6)	・就業のための保育士研修を実施（4回）する。 ・保育所現場における実習を実施する。 ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行う。	研修参加者 27名 保育施設への就労 なし	第六次寝屋川市総合計画実施計画	
81	4 生活と福祉を支える基盤強化 (1) 社会福祉協議会に対する活動支援	福祉総務課	社会福祉協議会への活動支援	寝屋川市社会福祉協議会が行う事業に対し、補助金を交付することにより、地域福祉の推進を図る。	寝屋川市社会福祉協議会が行う事業に対し、補助金を交付した。	
82	4 生活と福祉を支える基盤強化 (2) 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり	保健総務課	食環境づくり等の推進	市内の飲食店等に対して、大阪ヘルシー外食推進協議会の「うちのお店も健康づくり応援団の店」事業を推進する。	市内の飲食店等における健康に配慮された食事の提供を推進した。	
83		保健総務課	自殺対策	地域や身近な人の見守りを増やすことを目的としたゲートキーパー養成研修の開催や、相談先リーフレットの作成・配架を行い、自殺予防啓発を行う。	市民や民生委員・児童委員、養護教諭、職員を対象としたゲートキーパー養成研修の実施、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせたパネル展示、SNSでの情報発信など、啓発活動を実施した。	
84		障害福祉課	福祉有償運送サービスの実施	地域のボランティアの協力の下、福祉車両3台を用い、障害者等の移動を支援する移送サービス事業を実施する。	単独では外出が困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行った。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
85		障害福祉課	移動支援事業の実施	単独では外出が困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行う。	単独では外出が困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行った。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
86		社会教育推進課	まちのせんせい活用事業の実施	生涯学習の場を幅広く提供するため、派遣体験講座等を実施し、「ねやがわ生涯学習あんない 講座・イベント/講師案内編」、市ホームページに活動状況を掲載するなど、市民へ事業の周知・啓発を図る。	まちのせんせい体験講座として、エスポアール、学び館、市内各コミセン、望が丘ランチで開催、580名参加。自治会、市内学校園等で35件の派遣依頼があった。（R7.3月上旬時点）	
87		高齢介護室	地域リハビリテーション活動の支援	高齢者の個別課題を明確化し、指導することで介護予防をより一層効果的に推進するため、リハビリテーション専門職を高齢者の自宅に派遣し、訪問指導を実施する。	高齢者の個別課題を明確化し、指導することで介護予防をより一層効果的に推進するため、リハビリテーション専門職を高齢者の自宅に派遣し、訪問指導を実施した。	高齢者保健福祉計画
88		高齢介護室	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の実施	高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施する。	高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施した。	高齢者保健福祉計画
89		高齢介護室	元気アップ介護予防ポイント事業の推進	高齢者、障害者等の受入施設で活動を行う高齢者に対し、金銭に転換可能なポイントを付与することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進する。	高齢者、障害者等の受入施設で活動を行う高齢者に対し、金銭に転換可能なポイントを付与することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進した。	高齢者保健福祉計画
90		高齢介護室	介護予防普及啓発事業（介護予防教室・イベント）	介護予防教室や測定会の開催により、介護予防の普及啓発を図る。	運動器の機能向上プログラム、みんなで介護予防教室、介護予防イベントを実施することで介護予防の普及啓発を図り、また認知症の早期発見・早期治療を促すために脳力測定会や認知症予防講座を実施した。	高齢者保健福祉計画
91		高齢介護室	地域介護予防活動支援事業（元気アップ体操サポーター養成講座、自主活動支援、通いの場介護予防活動支援補助）	元気アップ体操サポーターの養成、活動支援、補助金の交付により、住民主体の通いの場等の支援を推進する。	元気アップ体操サポーター養成講座を年2回開催し、自主活動支援事業で元気アップ体操の活動やサポーターの活動を支援した。また、住民主体で通いの場を運営している団体に補助金を交付することで、介護予防の取り組みを推進した。	高齢者保健福祉計画
92		高齢介護室	福祉有償運送サービスの実施	地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。	地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施した。	高齢者保健福祉計画
93		交通政策課	乗合い事業	シルバー世代や妊婦等が利用できるデマンドタクシーを運行し、シルバー世代等の外出促進を図る。	（令和7年2月末現在） 成田地区 7,420人、仁和寺地区 2,867人、河北地区 497人	寝屋川市地域公共交通計画
94		交通政策課	バス利用促進事業	シルバー世代（70歳以上）、妊婦及び障害者にバス利用券（1冊・10枚綴り）を配布し、230円区間であればバス利用券と現金100円（障害者50円）で利用できる。	（令和7年2月末現在） シルバー世代（70歳以上）及び妊婦 436,190枚、障害者 64,732人	寝屋川市地域公共交通計画

施策の方向性 重点取組	担当課	事業	取組内容	取組実績	進捗管理を行う計画
95	社会福祉協議会	移送サービス、外出援助サービスの充実	活動に携わるボランティアの増員に向けた取組みを検討・実施し、移送サービス、外出援助サービスの充実を図る。	運転ボランティアだけでなく、事務、介助ボランティアの増員に向け、機関紙『虹』、SNS、校区福祉委員会など地縁型組織や地域貢献委員会、市内大学との連携のもと、広報啓発活動に取り組んだ。現任者研修や交流会、運営委員会による課題検討のほか、運転ボランティアの情報交換会を実施し、特に運転ボランティア増員に向けた持続可能な運行体制の検討など意見交換を行った。	
96	健康づくり推進課	健康意識の啓発	すこやかサポートブックを作成し、公共施設等で配布するとともに市ホームページ、市公式アプリに掲載することで、各種健康増進事業と健康づくりの取組を周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・主に成人において、各年代に応じた健康づくりが実践できるよう、保健事業の周知と健康づくりの啓発を行い、市民の健康づくりを促進するとともに健康診査等の受診率の向上を図るため、各種健(検)診、予防接種の受け方や内容、健康教室や各種健康づくり事業の案内などを掲載したすこやかサポートブックを市内公共施設等において10,000部配布した。 ・養護教諭部会において、たばこ対策に関する情報提供を行い、未成年者の喫煙防止を図った。宇谷小学校に喫煙防止のための資料の貸し出しを行った。 ・世界禁煙デーに合わせて市内の高校、私立大学、病院、庁内等関係機関へポスターの掲示を依頼し、周知啓発した。 ・大阪公立大学工業高等専門学校からの依頼により高校2年生(120人)及び教員(5人)計125人に喫煙防止教育を実施した。 ・大阪電気通信大学(49人)の健考祭、摂南大学(60人)の健康フェアで、ハイ・チェッカーを用いて肺年齢を測定し、禁煙に関する情報提供や健康相談、保健指導を実施した。 	
97	健康づくり推進課	特定健診、保健指導事業の実施	40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行う。また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげる。	40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行った。また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげた。	
98	健康づくり推進課	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施	75歳以上の後期高齢者に対し、通いの場等でのフレイルの啓発と予防の取組等を行い、医療の受診歴や後期高齢者医療健診の結果等からハイリスク者と見られる人には、個別支援を行うことで、保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。	75歳以上の後期高齢者に対し、重症化予防のための個別的支援を行うとともに、通いの場等でフレイルの啓発と予防の取組等を行い、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの両面から保健事業を実施した。また、地域の支援者に対して事業説明を行い、フレイルの啓発について協力を求めた。	
99 4 生活と福祉を支える基盤強化 (3) 福祉サービスの質の確保に向けた法人等への指導及び監査	指導監査課	社会福祉法人等への指導監査	社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導及び監査等を行う。	<p>令和6年度については、社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、以下のとおり指導や監査を実施した(3月予定含む)。</p> <p>(指導) 社会福祉法人等67件、指定居宅サービス事業者等61件、指定障害福祉サービス事業者等50件 計178件</p> <p>(監査) 指定居宅サービス事業者等1事業所、指定障害福祉サービス事業者等3事業所 計4事業所</p>	